

## 会 議 録 (要旨)

会議の名称	第1回瀬戸市障害者地域自立支援委員会
日 時	平成30年1月12日(金) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	瀬戸市役所 4階 大会議室
委員の参加者数	委員15名のうち14名参加
傍聴者	0名

### あいさつ(社会福祉課長)

さて、この会議はこれまで「瀬戸市障害者自立支援協議会全体会議」としてご意見をいただいておりますが、これまでの協議会の活動、全体会の意見などを、今後より一層本市の障害者福祉行政に反映したく、また、本日議題とさせていただいております計画に関しても、その評価や見直しに関して、ご意見やご提案をいただく会議体として位置付けさせていただきたいことから、昨年7月1日をもって、この全体会議の名称を「瀬戸市障害者地域自立支援委員会」に改め、地方自治法の規定による市長の附属機関とさせていただいたところでございます。組織図を資料1ページにつけておりますので後ほどご確認ください。

本日は、事前に送付いたしました資料にもとづき瀬戸市の障害福祉分野の今後の方向性を示す計画でもある「瀬戸市障害者福祉基本計画」に対するご意見を頂きたく思っておりますので、お力添えいただきますようお願いいたします。 <15名の自己紹介を行う>

### 1 委員長の選出について

委員からの推薦はなく、事務局案として福祉分野の専門家の愛知県立大学の宇都宮みのり委員を提案。委員全員一致で委員長として選任することに決定。

### 2 委員長職務代理者の指定について

委員長から、地元の総合的な福祉に関する見識という観点から、ボランティア活動や当事者団体の活動を支援されている池戸智美委員にご依頼したい旨の提案があり、委員全員一致で委員長職務代理者として選任された。

### 3 本会議の公開の有無について

事務局から、本委員会の中で個人情報を取り扱うことはないため、今後の会議も含め傍聴を認めていくこと、議事録等もホームページ上で公開することの説明がされ、委員長から各委員へその旨の依頼がされた。

### 4 瀬戸市障害者福祉基本計画(第6次)(案)について

委員長:本日の論点は大きく3点となる。一つ目は基本理念を修正するかどうかについて、二つ目は「自己決定の尊重と意思決定の支援」について基本理念の説明に含めることで対応することとしていいか。三つ目は学校での福祉教育の実践について、(心のバリアフリーの追加等)第3章の障害者計画の施策の中に加えるかどうかである。

まず一つ目の論点についてご意見はあるか。

委員:障害のある人ない人という併記はとてもよいと感じる。仮に障害を定義してしまうと、どこかでボーダーラインを引かなくてはならず、変な差別が出てしまう危険性がある。修正案の理念にすることで、すべての方たちを対象とすることができるため良い。

委員:概ねこのような内容でよいと思う。

次ページへ

委員長：二つ目の論点についてご意見はあるか。

委員：「まっと」という表現について、瀬戸の方言であることを付け加えたほうがいいのではないか。

委員長：アスタリスクをつけて「まっとは瀬戸の方言です」のような一文を入れてはどうか。「瀬戸の方言」あるいは「瀬戸弁」という表記で加えてはどうか。

事務局：どちらがいいか、こちらで検討して入れ込むことにする。

委員長：三つ目の議論についてはいかがか。

委員：心のバリアフリーを入れた案のほうがよいと思う。基本理念とリンクしていて、最も大切なことがここに盛り込まれている印象であり、誰が見ても分かりやすい文章となっている。

委員：心のバリアフリーが追記されているほうがよい。バリアフリーと言うとハード面が中心となってくる部分であって、心の部分である差別や偏見等は見えにくいところであるから、はっきりと目標に掲げ、明記した形にしたほうがよい。

委員：心のバリアフリーとは素晴らしい言葉である。大切なことであるため是非入れていただきたい。

委員：昨年に教育が必要で、学校教育が必要という話をしたが、まず先生が知らないという問題でとまってしまった。福祉実践教育に力を入れていただき、その布石となる心のバリアフリーの推進を採用していただきたい。

委員長：事務局の修正案の通り修正することでよろしいか。〈→委員からの異議なし。〉  
その他意見はあるか。

委員：45歳の自閉症の息子が警察の任意同行にあった際、警察官に後ろから羽交い絞めになったケースがあった。綺麗事を書いたとしても実際の場面に出くわしたときはそんな言葉はどこかへ行ってしまふ。実態と伴っていないこともある。

委員長：具体的にこの計画をどう進めていくべきかを、次は考えていかなければならない。

委員：教育などの場で、先生方に障害の知識があれば、障害の早期治療や早期発見に結び付いて、もう少し状況が変わったこともあるのではないかと思う。その意味で、教育は非常に重要である。警察が対応するようなケースも出てくるため、警察官の知識も重要。

委員長：本計画についてその内容が含まれているのかどうか、事務局の意見を。

事務局：行政の立場としては差別解消法の法律を伝えるという視点で進めているが、障害の特性などを理解していただきたいというニーズも高い。啓発という視点では、基本目標の「権利擁護」へ含めており、障害者差別解消法についての研修も実施している。啓発において、市も重点的に取り組まなければならないと考えている。

委員長：12頁の権利擁護の箇所合致する内容かと思われる。

事務局：職員とは市の職員、支援者とは事業所の支援者を指す。差別解消法の職員向け研修については、対象者を変えながら今後も継続して行っていく。

委員：30～31頁のサービスの目標について、医療的ケア児の集団のケアがあるといいと感じている。増やした数値目標は無いと思われるがいかがか。

事務局：医療型児童発達支援が該当するが、本市では利用がゼロとなっている。

委員：他市町村での利用事例があり、潜在的なニーズがあるのではと感じる。何か根拠があるのであれば教えていただきたい。

事務局：この目標値は福祉サービスを利用していないと数字がつかめない実態がある。現状は今までの利用率を踏まえつつ、ゼロの箇所については潜在的ニーズを鑑み、数値を計上している。

次ページへ

委員：意見になるが、寝屋川の事件が起きないような、心のバリアフリーや虐待防止、見守りネットワーク等、すべてが網羅されていてとても良い。障害者虐待の防止に関しては、守秘義務を超えて見守ることができることがこの計画にはたくさん盛り込まれている。ぜひこの計画を実践していただきたい。

委員長：計画は理念であり、理念はどうしても抽象的にならざるを得ない。しかし、計画がないと同じ方向には向かっていくことができない。次はこれを実際に推進していく必要がある。そこで知っておくべきこととしては親亡き後のことや社会資源のこと、障害に対する知識等を知っておくことや障害者虐待防止法を皆へ周知し、未然に防ぐことなど、具体的に実行していくことを考えていかなければならないと思う。

以上、本計画の内容について、事務局の修正案でよろしければ拍手でお願いしたい。

委員：(一同拍手)

委員長：指摘の修正を前提として、承認とする。

#### 5 パブリックコメントの実施について

#### 6 今後の進め方について

パブリックコメントの目的・定義について事務局より説明し、市民の方から、多くの意見をいただくため実施する期間(1/19～2/19)、方法等を説明。

#### 7 その他

##### 第2回会議日程

平成30年3月1日(木) 午前10時から

瀬戸市役所 4階 大会議室にて

以上